

(別紙 2)

### 弁護士からの裁判官採用選考要領

#### 1 選考を受けることができる者

5年以上弁護士の職にあり，裁判官として少なくとも5年程度は勤務しうる者であって，年齢55歳位までの者。なお，当面，3年以上弁護士の職にある者も選考の対象とする。

#### 2 報酬

法曹としての経験年数を考慮して決定する。

#### 3 任地

初任地は，本人の希望，家族の状況，受入れ部署の充員状況等を考慮して決定し，その後の任地は，同期の裁判官の例に準ずる。

#### 4 選考の内容

##### (1) 書面及び面接による考査

人物及び専門的素養について，書面及び面接による考査を行う。

##### (2) 健康診断

裁判官の職務に耐えられるかどうかについて行う。

##### (3) 身上調査

選考を受けることができる資格の有無及び申込書記載事項の真否について行う。

#### 5 採用の形態

##### (1) 短期間の任官

本人の希望があれば，10年に満たない期間を勤務期間として予定した任官を妨げない。ただし，少なくとも5年程度であることを要する。

##### (2) 専門的分野への任官

専門的分野，例えば倒産事件，知的財産権事件，商事事件，家庭事件等の特化した領域の裁判事務を担当する形態での任官希望については，当該分野に関する

本人の知識・経験，受入れ部署の実情等を踏まえ検討する。その後の任地，配置についても，同様とする。

## 6 申込方法

(1) 申込書類を，最高裁判所事務総局人事局に，日本弁護士連合会を經由し又は直接提出する。

(2) 申込受付期間 随時。ただし，原則として4月1日付けの採用になるので，当面は，前年の7月1日までに申し込むものとする。

(3) 申込書類

ア 申込書（所定の様式による。）

イ 履歴書

ウ 弁護士登録期間を証する証明書

エ 戸籍謄本

オ 写真

## 7 その他

この要領1に該当しない者からの裁判官の採用については，従前のおりとする。